

基本理念: 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

基本目標	重点事項	具体的施策
基本目標1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進	(1)人権教育・啓発活動の推進	人権教育の充実 多様な広報啓発の実施 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成
	(2)地域における活動	支援者への研修の充実 市町村の取組 民生委員・児童委員、人権擁護委員等の活用
	(3)加害者対策への取組	加害防止のための広報啓発・教育等 加害者等構成相談窓口の整備 加害者更生のための指導等に関する検討
基本目標2 被害者の保護のための体制整備	(1)発見・通報	通報についての啓発活動 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ 医療機関等との連携、協力 児童虐待、高齢者虐待相談窓口との連携 教育機関等との連携 通報への対応
	(2)相談体制・対応の充実	沖縄県配偶者暴力相談支援センターの機能強化 配偶者暴力相談支援センターの充実 市町村における相談体制の整備 婦人相談員の活用 相談機関の相談しやすい環境の整備 相談・支援指針等の活用 職務関係者への研修 警察における適切な対応の徹底 相談担当職員のマインドヘルスケア
	(3)一時保護体制・対応の充実	一時保護委託先の十分な確保 緊急時における安全の確保 移送体制の確保 広域連携の推進 一時保護機能の充実 医療機関との連携 同伴児童生徒への対応 被害者の退所時期及び保護期間の延長 一時保護所退所後の対応
	(4)一時保護所退所後の施設における保護	長期保護が必要な被害者に係る検討 福祉事務所、児童相談所等との連携強化 母子生活支援施設等での支援の充実 母子生活支援施設における広域措置の調整 広域連携の推進
	(5)医学的・心理学的支援	身体的外傷等の治療に際しての配慮 被害者のメンタルヘルスケア 医療機関との連携(再掲) 同伴児童への支援 自助グループの情報提供、形成や継続に対する支援
	(6)外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助	外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等多様な背景を持つ被害者への配慮 各種福祉サービスの利用における市町村との連携 暴力が児童に与える影響についての啓発、児童への支援 教育機関・保育所等における対応

基本目標3 被害者の自立を支援する環境整備	(1)住宅確保に関する支援の充実	県営住宅の優先入居 県営住宅の目的外使用 市町村への働きかけ 民間賃貸住宅の活用に応じた支援
	(2)経済的支援の充実	生活保護制度の適用に応じた支援 児童扶養手当の申請に応じた支援 その他の手当・貸付金等についての情報提供
	(3)就業に向けた支援	職業相談、職業紹介、職業訓練等の活用 婦人保護施設等における就業支援の充実強化 身元保証人の確保
	(4)子育て支援	保育所の優先入所の利用促進 子育て短期支援事業の利用促進 ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進 母子に対する各種福祉サービスの情報提供
	(5)児童の就学についての支援	一時保護期間中の学習支援 教育機関等における対応
	(6)国民年金の加入手続等における支援	制度に関する情報提供及び手続についての支援 国民年金の加入手続等における市町村との連携
	(7)医療保険の加入手続等における支援	制度に関する情報提供及び手続についての支援 医療保険の加入手続等における医療保険者との連携
	(8)プライバシーの保護	プライバシー保護の徹底 住民基本台帳の閲覧制限についての周知等
	(9)法的支援、司法手続に関する支援	配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令制度の利用等に関する支援の推進 警察における被害者の保護対策の徹底 関係機関等における法律相談等の支援制度の周知 子への接近禁止命令への対応
基本目標4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働	(1)施策調整機能の強化	法定協議会における協議 沖縄県配偶者暴力相談支援センターを中心とした調整会議の開催
	(2)職務関係者の資質向上	相談・支援指針等の活用(再掲) 職務関係者への研修(再掲) 警察における適切な対応の徹底(再掲)
	(3)民間団体との協働	民間団体との協働による事業実施 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ(再掲) 医療機関等との連携・協力(再掲) 民間団体、自助グループの形成や継続に対する支援等(再掲)
	(4)苦情の適切かつ迅速な処理	各機関における苦情処理の体制整備 行政オンブズマンの活用